

静岡県選挙管理委員会告示第31号

磐田市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として次の施設を指定した旨報告があった。

令和5年7月13日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健 二

名 称	所 在 地	収容人員	種 別	拡声機設備 の 有 無	備 考
磐田市竜洋体育 センター	磐田市平間 1613 番 地 1	350 人	アリーナ	有	椅子なし
		80 人	2階多目的ス ペース	無	椅子なし
		100 人	1階研修室	無	3部屋に分割可能（そ の場合は各室定員 30 人）
		12 人	1階和室	無	
		36 人	2階研修室	無	